

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「自然と共生する南アルプス」第2期創生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

南アルプス市

3 地域再生計画の区域

南アルプス市の全域

4 地域再生計画の目標

平成 15 年 4 月 1 日、白根町・若草町・櫛形町・甲西町・芦安村・八田村の 4 町 2 村が合併して、南アルプス市が誕生した。

南アルプス市は、山梨県の西部に位置し、人口 73,014 人（平成 22 年 3 月 31 日現在）、面積 264.07 平方キロメートルで、甲府盆地の西部地域を占める釜無川沿岸地域と御勅使川の扇状地、その上流部の南アルプス山系からなっている。山間部は、北岳を筆頭に 3,000m 級の山々が連なり、大部分が南アルプス国立公園に属し、温泉を含めた山岳観光で賑わいを見せている。一方平坦部は、市内を南北に走る国道 52 号沿線に市街地が広がるほか、主に田畑や果樹園が広がる緑豊かな田園地域で観光農業が盛んな地域である。市の東縁を流れる釜無川には、その支流である御勅使川、滝沢川、神明川、横川などの大小の河川が流れ込み、甲西地域の南方で笛吹川と合流し富士川となる。昭和 40 年代までは、市内の河川のあちらこちらで川遊びが行われ、鮎や山女などが泳ぎ、蛍も各地で見られていた。また、この水を利用して、市内の各地で米作りが盛んに行われていた。

その後、社会情勢にも変化が見られ、住宅団地の造成や工業団地の誘致などが進み、昭和 35 年の国勢調査時に旧 6 町村合せて 53,924 人であった人口が、平成 17 年の国勢調査時には、72,055 人と約 3 割 4 分増加している。山梨県内の人口が減少傾向にある今現在も、本市では増加傾向にある。このような背景と生活様式の変化に伴い生活雑排水が河川に流れ込み、鮎や山女などの川魚は減少し、農業も米作りから果樹へと転作がされていった。

こうしたことから、住民の生活環境の整備が急務となり、昭和 61 年から甲西地区、昭和 63 年から楡形地区、平成元年から若草地区、平成 2 年から白根・八田地区で公共下水道事業を、平成 2 年から芦安地区で農業集落排水事業を展開している。このほか、大規模な宅地造成地については、コミュニティ・プラント事業やフレックス・プラン事業も取り入れて汚水の処理をしているところである。平成 18 年度から 22 年度には「自然と共生する南アルプス」創生計画に基づき汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道の管渠整備と下水道全体計画区域外における浄化槽の普及を推進した。

また、本市では、基幹産業である農林業の活性化を図るため、農産物のブランド化やグリーンツーリズムの推進に力を入れ、農林業と観光の連携を強化するため、農協・商工会・市での協議により平成 23 年 4 月 1 日に観光協会が設立する運びとなった。このような中、「きれいな水」が訪れる観光客に与える印象の大きさが見直され、地域住民による河川・水路清掃や地域美化活動が根付き、官民一体となった環境整備が行われている。

これらの取組により生活排水クリーン処理率（汚水処理人口普及率）は着実に向上しており、汚水処理対策が完了した地区では、河川の水質が向上し、川に魚が戻り、蛍も見られるようになった。

しかしながら、平成 21 年度末の生活排水クリーン処理率は 57.2%と県の平均値 75.4%からは依然として大幅に遅れている状況である。また、中部横断自動車道や甲西バイパス、新山梨環状線などの道路網が整備される中で急速に都市化が進み、建売分譲住宅や賃貸集合住宅の開発、複合型の大型店舗の進出も見られ、生活雑排水や工業排水等の増加に伴う生活環境の悪化が懸念される場所である。

このため、本計画において、南アルプスの豊かな自然を活かした農林業及び観光並びに第 2 次・第 3 次産業の活性化を図るため、更なる汚水処理施設の整備を進めるとともに、市の将来像である、人と自然が響き合う新『文化』都市・南アルプスの実現に向け地域再生を図る。

【目標 1】 汚水処理施設の整備促進

- ・生活排水クリーン処理率

(H21 年度末：57.2%→H27 年度末：70%)

【目標 2】 観光客数の増加

(H21 年度：2,442 千人→H27 年度：2,900 千人)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

汚水処理施設整備交付金により市の北部に位置する上高砂地区、野牛島地区、六科地区、上八田地区、百々地区、有野地区、飯野地区、西野地区、上今諏訪地区に公共下水道を、また公共下水道・農業集落排水事業の事業認可区域を除く市全域に浄化槽を整備する。また、市の南部に位置する櫛形、若草、甲西地区については社会資本整備総合交付金により公共下水道の整備を行う。

また、本市の特徴である山岳や丘陵、河川等の多様な自然を活かした魅力ある観光地づくりを目指し、商工業や農林業・観光業の連携を強化し、地域の特産品や農産物のブランド化を進め販路拡大を図り、観光農業やクラインガルデン等によるグリーンツーリズムを推進し、都市部においては、まちづくり交付金により基盤整備を行い都市再生による地域活性化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象になる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道 平成20年3月に事業認可

【事業主体】

いずれも南アルプス市

【施設の種類】

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

- ・公共下水道
上高砂、野牛島、六科、上八田、百々、有野、飯野、西野、上今諏訪地区の事業認可区域
- ・浄化槽（個人設置型）
公共下水道、農業集落排水事業の事業認可区域を除く市全域

【事業期間】

- ・公共下水道 平成23年度～平成27年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成23年度～平成27年度

【整備量】

・ 公共下水道 φ 150～250 12,000m

（単独事業 4,000m）

・ 浄化槽（個人設置型） 150 基

なお、各施設による新規処理人口は下記のとおりである。

公共下水道 北部地区（上高砂、野牛島、六科、上八田、百々、
有野、飯野、西野、上今諏訪地区） 1,700 人

（単独事業 550 人）

浄化槽（個人設置型） 900 人

【事業費】

公共下水道 事業費 1,200,000 千円（うち、交付金 600,000 千円）

単独事業費 400,000 千円

浄化槽 事業費 55,950 千円（うち、交付金 18,650 千円）

（個人設置型）

合 計 事業費 1,255,950 千円（うち、交付金 618,650 千円）

単独事業費 400,000 千円

5-3 その他の事業

1) 社会資本整備総合交付金事業

公共下水道事業により公共水域の水質保全を図り、地震対策整備事業により重要なライフラインである下水道施設の耐震化を図り、浸水対策整備事業により近年の都市化による被害リスクの解消を図り、生活環境の向上を目指し、安心・安全・快適な市民生活を確保する。【事業主体：南アルプス市】

2) 地域資源を活用した観光の振興

本市最大の観光資源である南アルプスの山岳観光を活性化するため、山岳施設や交通基盤の整備を進めるとともに、「大自然エリア」・「山麓交流エリア」・「田園・居住エリア」をネットワーク化し、各エリアの観光資源を磨き上げ、個性的で魅力ある観光地づくりを図る。また、平成 23 年 4 月には南アルプス市観光協会を設立し、より一層の観光の振興を図る。【事業主体：南アルプス市】

3) 農林業の振興

計画的な農用地の保全・整備や灌漑排水施設の整備、土地改良、農道の整備を行うとともに、経営体の育成や遊休農地の流動化などに

よる農業経営基盤の強化を図り、農産物のブランド化を進め、販路拡大を図る。また、クラインガルデン等によりグリーンツーリズムを推進するとともに、地域の人に愛される農産物となるよう地産地消を推進する。【事業主体：南アルプス市】

4) 商工業の振興

特産品開発や商品ブランドの育成をとおり、南アルプスブランドづくりを推進し、本市の立地等の優位性を活かし、企業誘致を推進するとともに、起業家やベンチャー企業に対する支援や産学官の連携を図る。【事業主体：南アルプス市】

5) 緑豊かなまちづくりの推進

本市は西部に山岳森林地域、東部の扇状地に樹園・水田などの農地と、緑豊かな自然財産を有している。この財産を「緑の基本計画」に基づき維持・保全し、既存の公園の有効活用を進めるとともに、必要に応じて新たな緑地やまちかど広場等の公園を市民参加により積極的に整備し、市民・企業・行政の協働により緑の普及・啓発活動や「緑の環境教育」を行い、緑豊かなまちづくりを推進していく。

【事業主体：南アルプス市】

6) まちづくり交付金事業

集中的な都市基盤整備による都市再生、人々の交流の場にふさわしい安全で快適な都市空間の形成を目指し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。【事業主体：南アルプス市】

6 計画期間

平成23年度から平成27年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後には、市総合政策部において4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し広報やホームページにて公表する。

8 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて整備計画を再検討したものであり、既存の「山梨県生活排水処理施設整備構想」（都道府県構想：平成21年1月策定）に記載された計画と異なる計画としたため、次回都道府県構想の見直し時に反映することとする。